

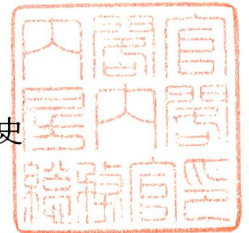
閣 総 第 264 号
令和 4 年 5 月 26 日

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

内閣官房内閣総務官

大 西 証 史



令和 4 年 4 月 26 日付け行政文書の開示請求（同月 28 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

5 点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照表及び参照条文）の様式について定めた文書（最新版）

2 不開示とした理由

本件対象文書については、保有していないため（不存在）。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 担当課等

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣官房内閣総務官室（調整担当） TEL:03-5253-2111 内線 85156